

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月17日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第7号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(聖籠町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 聖籠町職員の旅費に関する条例(昭和30年聖籠町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(聖籠町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 聖籠町職員の育児休業等に関する条例(平成4年聖籠町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「及びその日」を「、同日」に、「職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日」を「昇給日(職員の昇給を行う日として規則で定める日をいう。以下この項において同じ。)又はその次の昇給日」に改める。

(聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年聖籠町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

(聖籠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 聖籠町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成8年聖籠町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(聖籠町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 聖籠町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年聖籠町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(聖籠町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第6条 聖籠町職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年聖籠町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条中「及びその日」を「、同日」に、「職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日」を「昇給日（職員の昇給を行う日として規則で定める日をいう。以下この項において同じ。）又はその次の昇給日」に改める。

(聖籠町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第7条 聖籠町職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年聖籠町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「及びその日」を「、同日」に、「職員の昇給を行う日として聖籠町職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則（昭和52年聖籠町規則第13号）で定める日又はそのいずれかの日」を「昇給日（職員の昇給を行う日として規則で定める日をいう。以下この項において同じ。）又はその次の昇給日」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。